

## 函館市酪農施設等共同利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年における飼料等の国際価格高騰や資材の高騰など酪農経営を取り巻く環境が変化するなかで、市内酪農家の共同運営体制の構築を促進し、もって労働力や設備投資などの酪農経営のコスト縮減による収益性の向上を図るため、酪農施設等共同利用促進事業の実施に要する経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営コストの縮減による収益性の向上に資するため、第4条に規定する補助事業者が共同経営または共同利用を前提とした施設整備（以下「施設等」という。）を整備または保有しようとする事業で、別表に掲げる採択要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費で、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、施設等の共同利用および管理にかかる協定（以下「協定」という。）を締結して農業者と使用契約を締結して、補助対象事業を行う次に掲げる者とする。

- (1) 市の区域を地区の全部または一部とする農業協同組合
- (2) 市の区域内に住所を有する農業者が組織し、かつ、代表者および組織運営について定めのある規約を有する団体

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費に別表で定める補助率を乗じて得た額以内の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、北海道が定める補助

金の交付に関する規定により補助する事業については、北海道が市に対して補助する額に当該事業の実施に要する経費から当該補助する額を控除した額に別表で定める補助率を乗じて得た額を加えた額以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第7条第1項および第2項各号に規定する補助金等交付申請書および添付書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同利用等に参画する複数の農業者が締結した協定書の写し
- (2) 共同利用施設等利用計画書(別記様式第1号)

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第17条第1項および第2項各号に規定する補助事業等実績報告書および添付書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同利用等利用実績書(別記様式第2号)

2 補助事業者は事業実施翌年度以降においても、毎年5月31日までに前年度実績について別記様式第2号により、市長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収支が明らかになる帳簿および支出内容を証する書類を整備しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

(補助率の特例)

2 施行の日の属する年度から平成26年度事業にかかる補助率については、別表に2分の1とあるのは4分の3と読み替える。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

別表（第2条，第3条関係）

補助対象経費	採択基準	補助率
育成乳用牛の共同飼育する施設の整備に要する経費	<p>施設等毎に減価償却財産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数または農林畜水産業関係補助金等交付規則に定める処分の制限を受ける期間を下限とした期間の共同利用等にかかる協定を複数者で締結していること。</p> <p>協定期間中の施設等の利用状況について毎年度報告すること。</p> <p>農林水産省の経営構造対策事業における費用対効果算出方法（経営構造対策事業における費用対効果分析の実施について（平成12年3月29日12構改B第328号構造改善局長通知 別紙「経営構造対策事業費用対効果算定指針」第1費用対効果算出方法）を用いて効果が認められること。</p>	補助対象経費の2分の1
共同利用飼料調整設備の導入に要する経費		





### 3 総合耐用年数の算出（共通）

施設・設備名称 (事業総合)	耐用年数 <sup>①</sup>	事業費 <sup>②</sup>	年減価額 <sup>③</sup> = ② / ①	備考
	年	円	円	
	年	円	円	
	年	円	円	
	年	円	円	
	年	円	円	
	年	円	円	
計		④ 円	⑤ 円	
総合耐用年数 = ④ / ⑤			年	

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の「施設区分及び構造区分ごとの標準耐用年数」及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表」によることとする。

### 4 投資効率の算定（共通）

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	円	
年総効果額	②	円 / 年	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = ② / ④	円	
廃用損失額	⑥	円	
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) / ①		

※算定にあたっては農林水産省の経営構造対策事業における費用対効果算出方法(経営構造対策事業における費用対効果分析の実施について(平成12年3月29日12構改B第328号構造改善局長通知別紙「経営構造対策事業費用対効果算定指針」第1費用対効果算出方法)を用いて算出することとする。





